

協議会ウェブサイトのリンクに関する内規

平成27年7月27日

幹 事 会 制 定

1. 沖縄県がん診療連携協議会（以下、協議会）委員、協議会幹事会（以下、幹事会）委員、協議会専門部会（以下、部会）委員が、協議会ウェブサイト外部団体のサイトをリンクしようとする場合は、協議会事務局（琉球大学病院がんセンター）（以下、事務局）に文書で申請を行う。
2. 協議会委員、幹事会委員、部会委員が、協議会ウェブサイト外部団体のサイトにリンクしようとする場合は、事務局に文書で申請を行う。
3. 協議会ウェブサイトに対して、外部団体からリンクの申し出があった場合は、外部団体に文書で事務局に申請を行ってもらう。
4. 前項1～3の申請があった場合は、幹事会で審議を行い、可否の承認を行う。
 - （1）審議は、メールによる審議でも良いこととする
 - （2）結果は、次回の幹事会で報告を行う
5. 審議結果は、議長に文書で報告を行う。
6. 外部団体からのリンク申し込みに際しての注意事項
 - （1）協議会ウェブサイトへのリンクであることを明記すること
 - （2）協議会ウェブサイトが他のウェブサイト中に組み込まれるようなリンク設定の禁止する
 - （3）リンクは必ず新しいウィンドウが開かれるような設定にすること
 - （4）有料サイトや入場を制限している外部団体のサイト（会員制等）からのリンクは原則行わない

附則

この内規は、平成27年7月27日より施行する